日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2011. 10 .03

No.11-042

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob1@gmail.com

安全で明るい JAL

第２回客乗裁判 証人尋問
稲盛会長証言

「雇用を続けることは不可能ではない」との認識であったことを認める

解雇の必要性について「細かいことはよく知らない、わからない、管財人がそう言っていた」

航空法、安全アドバイザリーグループの提言は「知らない」

結審は１２月１９日（乗員）２１日（客乗）

９月３０日　客乗裁判　速報

今回で乗員・客乗合わせて証人尋問が終わりました。

今回は、「(整理解雇した)160 名を残すことが、経営上不可能かというとそうではない」(2 月 8 日 日本記者クラブ）と発言した稲盛会長の証人尋問ということもあり、393 名の傍聴希望者がならびました。

12 月 21 日（11 時）に結審となることが確認され、その後、193 名の参加で報告集会が行われました。

集会での報告

稲盛和夫　（日本航空会長）　証言について

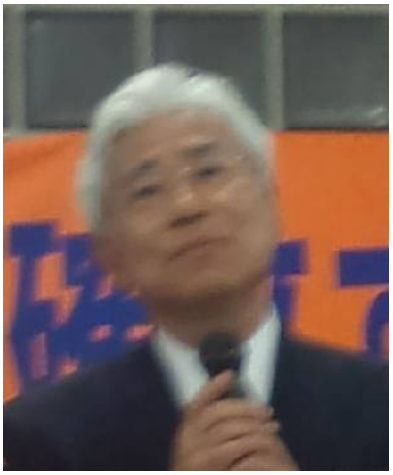

船尾弁護士談

「(整理解雇した)160 名を残すことが、経営上不可能かというとそうではない」との発言について、「経営上」を「経理上・数字上」と訂正しつつ、本人から「だれが考えても雇用を続けることは不可能ではない」との認識であったことを認めました。しかし 裁判長から「記者会見での発言が大変な反響を呼ぶことは分かっていたか」 の問いに対し「軽率なことを言ってしまったと反省している」と答えました。

財務体質は大幅に良くなり、利益目標・人件費削減目標など超過達成していたのは全てわかっている。しかし、なぜ解雇をしたのかについては（人員削減目標は超過達成していたなどの）細かいことは良く知らない、管財人が必要だと言っていた、債権者への約束を破るわけにはいかなかったなどと、最高責任者とは思えない発言に終始していました。

しかし、更生計画は、人員圧縮によるコスト削減を言っているのであって「解雇せよ」と言ってはいませんし、債権者への約束ということについては、既に水留管財人によって国会(3 月 9 日 予算委員会）で「(銀行から)整理解雇に対して要望を お聞きしたことはありません」と否定されています。

なお、航空法の 103 条「輸送の安全の確保が最も重要」、安全アドバイザリーグループの提言「財務状態が悪化した時こそ、安全への取り組みを強化する」について「知りません、よく分かりません」と航空会社の経営者とは思えない発言をしていました。

（稲盛会長の証言の詳細はこちら）

関連ニュース

JAL 不当解雇撤回ニュース　No.66 号

島崎浩子　（客乗原告団）　証言について

　年齢の高い人や、病欠歴のある人などの人選基準に合理性がないことを訴えました。

　また、職場のこと、仕事のことを理解してもらうように話しました。

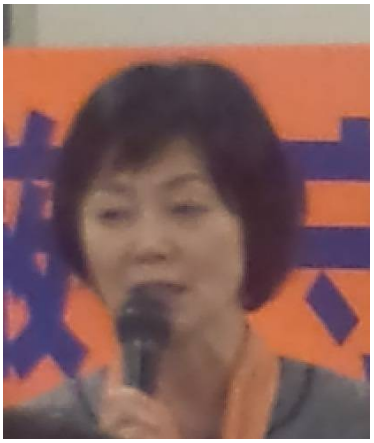

内田妙子　（客乗原告団長）証言について

　会社が、あとから稼働ベース論を持ち出して 90 人を上積みし、また年齢制限をつけ人員削減目標未達成を作ってきたことなど主張を十分に述べることが出来ました。

　みなさんの支援のもとここまでやってきました。勝利判決を勝ち取るまで頑張りましょう。

まとめ

　今月４回の証人尋問裁判で、解雇の必要性がないこと、人選基準の不当性などを明らかにするという目標が十分に達成されました。

　1 月 19 日の提訴に始まり、９月の証拠調べを終わり、12 月 21 日（11 時）に最終弁論・結審となります（乗員は 12 月 19 日午後 1 時 30 分）

清田事務局長の挨拶

法廷内では勝っていますが、これからは裁判官に正しく判断してもらう、不当判決を書かせない取り組みが必要です。いろいろなイベントを考えています。

「公正な判決を求める」署名にもご協力ください。

以下、OB 乗員有志の会世話人からの補足です。

署名は、「日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議（電話 03－3742－3251）」が行っています。署名用紙はこちらから PDF ファイルをダウンロードしてご利用ください。

署名の送付は、郵送、FAX、または PDF ファイル（印刷可能なもの）を E-Mail に添付して送ってくださいますようお願い致します。

◇◇　郵送の場合

〒144－0043　東京都大田区羽田 5－11－4　フェニックビル

航空労組連絡会気付　JAL 不当解雇撤回国民共闘事務局　宛て

◇◇　FAX の場合：03－5737－7819

◇◇　PDF（印刷可能なもの）を E-Mail に添付する場合　：　kohkuren@gmail.com

今後の日程

10 月 17 日　都労委命令取り消し訴訟（10 時　527 法廷）

官財人代理による「投票行為を続ける限り、3500 億円の出資は行わない」等という発言を都労委が不当労働行為と認定したことを不服として日本航空経営は提訴

10 月 28 日　醍醐教授学習会（18:00―20:00　羽田西ターミナルビル ギャラクシー）

日航の財務基盤が如何に強化され、解雇の必要性もないことなどを分かりやすく解説していただきます

10 月 31 日　契約制客室乗務員雇い止め裁判判決（13:30　527 法廷）

（もうひとつの解雇撤回裁判）